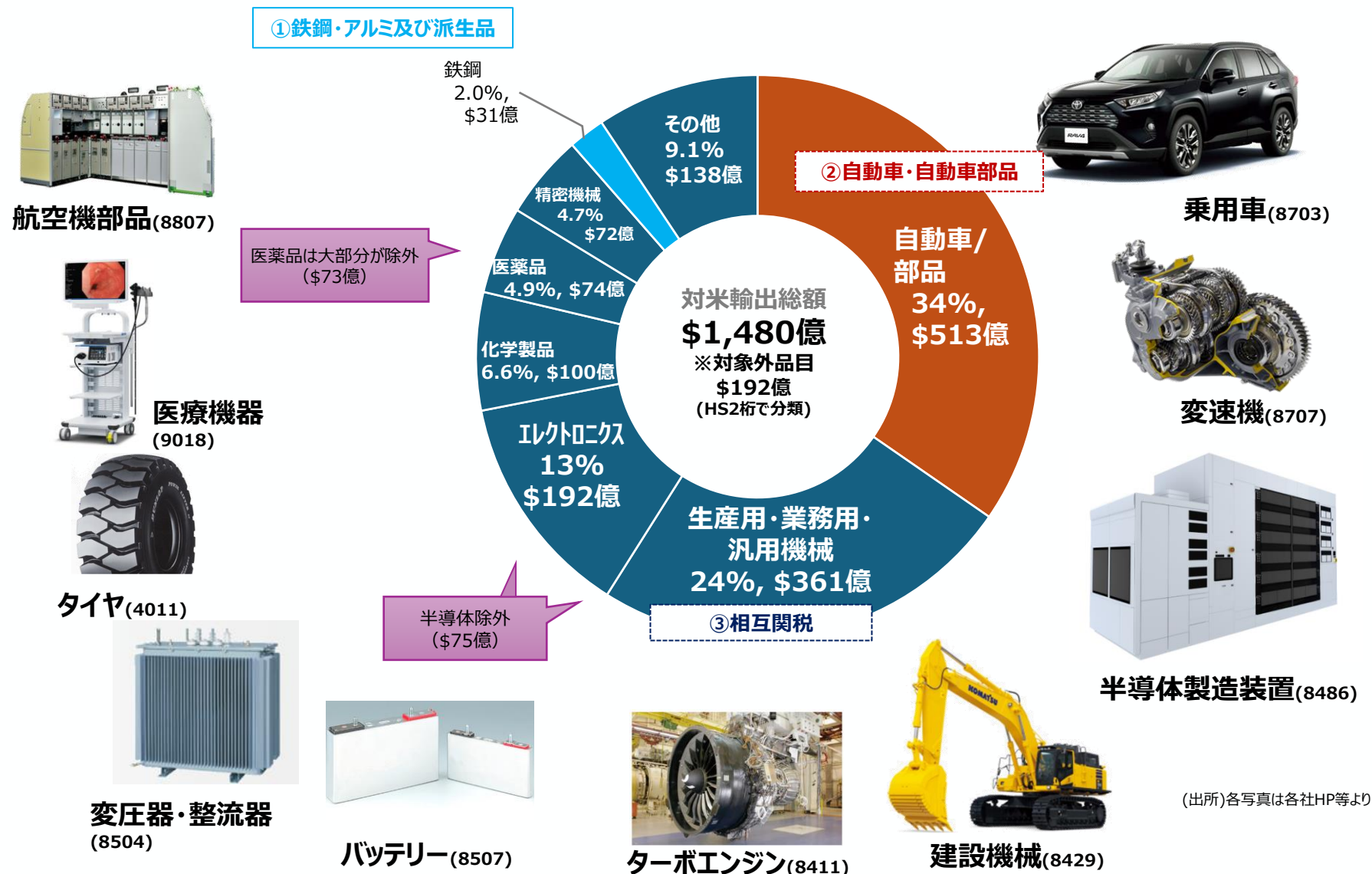


米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

米国政府は、①鉄鋼・アルミ及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。
相互関税除外品等については、今後個別に関税措置される可能性（半導体、医薬品等）。



※米国輸入統計(2024)HS 2 桁で経産省作成。() 内はHS 4 桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮していない。

(参考) 米国の日本からの輸入品目 (HSコード4桁ベース : 2024年)

	HSコード	品目名	輸入額 (億ドル)	割合 (%)
自動車・自動車部品 関税+25%	1	8703 乗用車その他自動車	408	27
	2	8708 自動車部品	74	5
	3	8429 建機 (ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル)	53	4
※日米合意では 15% (含MFN税率 2.5%)	4	3002 医療品 (血液等の免疫産品、ワクチン、毒素、細胞培養物等)	53	4
	5	8486 半導体製造装置	39	3
	6	8443 印刷機並びに部分品及び附属品	32	2
	7	8507 蓄電池	30	2
	8	8411 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	22	1
	9	9018 医療用機器	21	1
	10	3824 化学工業において生産される化学品及び調製品	20	1
	11	3004 医薬品	19	1
	12	8807 航空機部品	18	1
	13	8409 エンジン部品	16	1
	14	4011 ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	15	1
	15	8504 変圧器、整流器、インダクタ	15	1
相互関税 15% (なお、この中 に、自動車部品 や鉄鋼アルミ関 税の対象品目も 含まれる)				
※ただし医薬 品・半導体等の 対象外品目あり				
※MFN関税率が 15%以上の品目 には追加関税が 課されず、15% 未満の品目につ いては15%とな る。				